

鳥取市まちなか交流広場の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年1月16日

鳥取市長 深澤義彦

鳥取市規則第2号

鳥取市まちなか交流広場の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取市まちなか交流広場の設置及び管理に関する条例施行規則（令和7年鳥取市規則第13号）の一部を次のように改正する。

第10条を第11条とし、第9条を第10条とし、第8条を第9条とする。

第7条第1項中「10」の次に「時」を加え、同条を第8条とし、第2条から第6条までを1条ずつ繰り下げ、第1条の次に次の1条を加える。

（行為の許可に係る緑地広場等の使用期間及び使用時間）

第2条 条例第6条第1項の許可による緑地広場等の使用期間及び使用時間は、次のとおりとする。ただし、条例第4条第1項の規定により市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）が必要と認めたときは、あらかじめ市長の承認を受けてこれを変更することができる。

(1) 使用期間 1月4日から12月28日までの日（毎月第3火曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日である場合は、その翌日）を除く。）

(2) 使用時間 午前6時から午後10時まで

様式第1号中「第3条関係」を「第4条関係」に改める。

様式第2号中「第5条関係」を「第6条関係」に改める。

様式第3号中「第6条関係」を「第7条関係」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。